

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月6日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第256号）の公布に伴い、天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年7月29日

天理市長 並 河 健

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項の表の第2欄」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。